

※当ファンドの購入申込期間は終了しています。

Oneグローバル・ ターゲット利回り投資適格債券ファンド 2023－12（限定追加型）

（愛称：イールドOne2023－12）追加型投信／内外／債券



分配金に関するお知らせ

「Oneグローバル・ターゲット利回り投資適格債券ファンド2023－12（限定追加型）（愛称：イールドOne2023－12）」（以下、当ファンド）は、分配方針に基づき、第1期決算（2024年12月23日）の分配金を50円（1万口当たり、税引前）といたしました。

分配金実績

決算期	第1期（2024年12月23日）
分配金額	50円

※分配金実績は、1万口当たりの税引前分配金を表示しています。

※運用状況によっては分配金が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。上記は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

運用実績



基準価額
（分配金込み）
10,222円

基準価額
10,172円

※期間：2023年11月30日（設定日前営業日）～2024年12月23日（日次）

※基準価額は設定日前営業日を10,000円として計算しています。

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※基準価額（分配金込み）は、税引前の分配金を加算したものと表示していますので、実際の基準価額とは異なります。

騰落率

1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年間	設定来
0.28%	1.33%	0.36%	2.77%	2.22%

※基準日：2024年12月23日

※騰落率は、税引前の分配金を加算したものと算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。

※各期間は、基準日から過去に遡っています。また設定来の騰落率については、設定当初の投資元本をもとに計算しています。

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

巻末の「ご注意事項等」をご確認ください。

ファンドの投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

金利変動リスク	金利の変動は、公社債等の価格に影響をおよぼします。金利の上昇は、一般に公社債の価格を下落させ、基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、債券の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行い為替リスクの低減をめざしますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替相場の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジには、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。
流動性リスク	有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。
カントリーリスク	投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 為替ヘッジ取引は、取引相手の信用リスクを負うこととなります。
当ファンドは信託期間に合わせた期間固定の為替ヘッジ取引を行いますが、為替ヘッジの取引相手の信用リスクが高まったと判断される場合等には、当該為替ヘッジ取引を解消し改めて為替ヘッジ取引を行うことがあります。その場合、為替ヘッジ取引にかかるコストが変動することにより、当ファンドの実質的な平均最終利回りが低下することがあります。
- 信託期間に合わせた期間固定の為替ヘッジ取引を行うにあたっては、その取引相手が単一の相手方となる場合があり、その相手方が委託会社にとって投資信託及び投資法人に関する法律に規定される利害関係人となる場合があります。
- 投資した債券が満期償還される場合、繰上償還される場合、または償還日前に売却される場合には、別の債券に投資することがあり、金利低下局面等においては、再投資した債券の利回りが、当初投資した債券の利回りより低くなる可能性があります。

分配金に関する留意事項

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

ファンドの費用 (くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

ご 換 金 時	換 金 時 手 数 料	ありません。
	信 託 財 産 留 保 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額とします。
保 有 期 間 中 (信託財産から間 接的にご負担いた だきます。)	運 用 管 理 費 用 (信 託 報 酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率0.495%(税抜0.45%)
	そ の 他 の 費 用 ・ 手 数 料	組入有効証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、外国での 資産の保管等に要する費用、監査費用等が信託財産から支払われます。 ※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものが あるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記手数料等の合計額等については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

ご注意事項等

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。
- 当資料は情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当ファンドは債券等の値動きのある有効証券(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資をしますので、市場環境、組入有効証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は
 - ①預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
 - ②購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
 - ③投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

委託会社およびその他関係法人

<委託会社>アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
加入協会:一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
<受託会社>みずほ信託銀行株式会社
<販売会社>販売会社一覧をご覧ください。

照会先

アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター:0120-104-694
(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)
ホームページURL:https://www.am-one.co.jp/

販売会社

○印は協会への加入を意味します。

2024年12月24日時点

商号	登録番号等	日本証券 業協会	一般社団 法人日本 投資顧問 業協会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	一般社団 法人第二 種金融商 品取引業 協会	備考
株式会社横浜銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第36号	○		○		

- 上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。